

第 26 号議案

件名	埼玉県教育委員会被服貸与規程の一部を改正する訓令について
提案理由	行政手続における県民等の負担を軽減し、利便性を向上することを目的として押印を廃止するため、埼玉県教育委員会被服貸与規程の一部を別紙のとおり改正したいので、審議願います。
概要	<ol style="list-style-type: none">1 現行訓令の内容 教育局及び県立教育機関に勤務する者に対し、職務の遂行上必要とする被服を貸与することについて、必要な事項を定めるもの2 改正の内容<ol style="list-style-type: none">(1) 押印に係る規定の廃止(2) その他規定の整備3 施行期日 令和3年4月1日

(総務課)

埼玉県教育委員会被服貸与規程の一部を改正する訓令

埼玉県教育委員会被服貸与規程（昭和四十二年埼玉県教育委員会訓令第三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項を次のように改める。

被貸与者は、貸与期間中に貸与された被服を亡失し、又は毀損したときは、貸与被服亡失（毀損）届（様式第一）を所属長に提出しなければならない。

様式第一を次のように改める。

様式第1（第4条関係）

貸与被服亡失（毀損）届

年 月 日

（所属長） 様

所属所名

職・氏名

下記のとおり貸与被服を亡失（毀損）したのでお届けします。

記

- 1 被服の種類及び員数
- 2 亡失（毀損）の年月日
- 3 亡失（毀損）の場所
- 4 亡失（毀損）の事由
- 5 毀損の程度

様式第二 様式第一 様式第二

受領印	返納・亡失 (き損) 年 月 日	所 属 長 印
-----	------------------------	------------

受領者 確認欄	返納・亡失 (毀損) 年 月 日	所 属 長 確認欄
------------	------------------------	--------------

に改める。

様式第二を次のように改める。

附 則

- 1 この訓令は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 この訓令による改正前の埼玉県教育委員会被服貸与規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

改正案

埼玉県教育委員会被服貸与規程

第一条～第三条 (略)

第四条 被貸与者は、貸与期間中に貸与された被服を亡失し、又は毀損したときは、貸与被服亡失(毀損)届(様式第一)を所属長に提出しなければならない。

2 (略)

第五条～第八条 (略)

別表 (略)

様式第1 (第4条関係)

<u>貸与被服亡失(毀損)届</u>	
(所属長) 様	年 月 日
所属所名 職・氏名	☐
下記のとおり貸与被服を亡失(毀損)したのでお届けします。	
記	
1 被服の種類及び員数	
2 亡失(毀損)の年月日	
3 亡失(毀損)の場所	
4 亡失(毀損)の事由	
5 <u>毀損</u> の程度	

現行

埼玉県教育委員会被服貸与規程

第一条～第三条 (略)

第四条 被貸与者は、貸与期間中に貸与された被服を亡失し、又はき損したときは、貸与被服亡失(き損)届(様式第一)を所属長に提出しなければならない。

2 (略)

第五条～第八条 (略)

別表 (略)

様式第1 (第4条関係)

<u>貸与被服亡失(き損)届</u>	
(所属長) 様	年 月 日
所属所名 職・氏名	☐
下記のとおり貸与被服を亡失(き損)したのでお届けします。	
記	
1 被服の種類及び員数	
2 亡失(き損)の年月日	
3 亡失(き損)の場所	
4 亡失(き損)の事由	
5 <u>き損</u> の程度	

